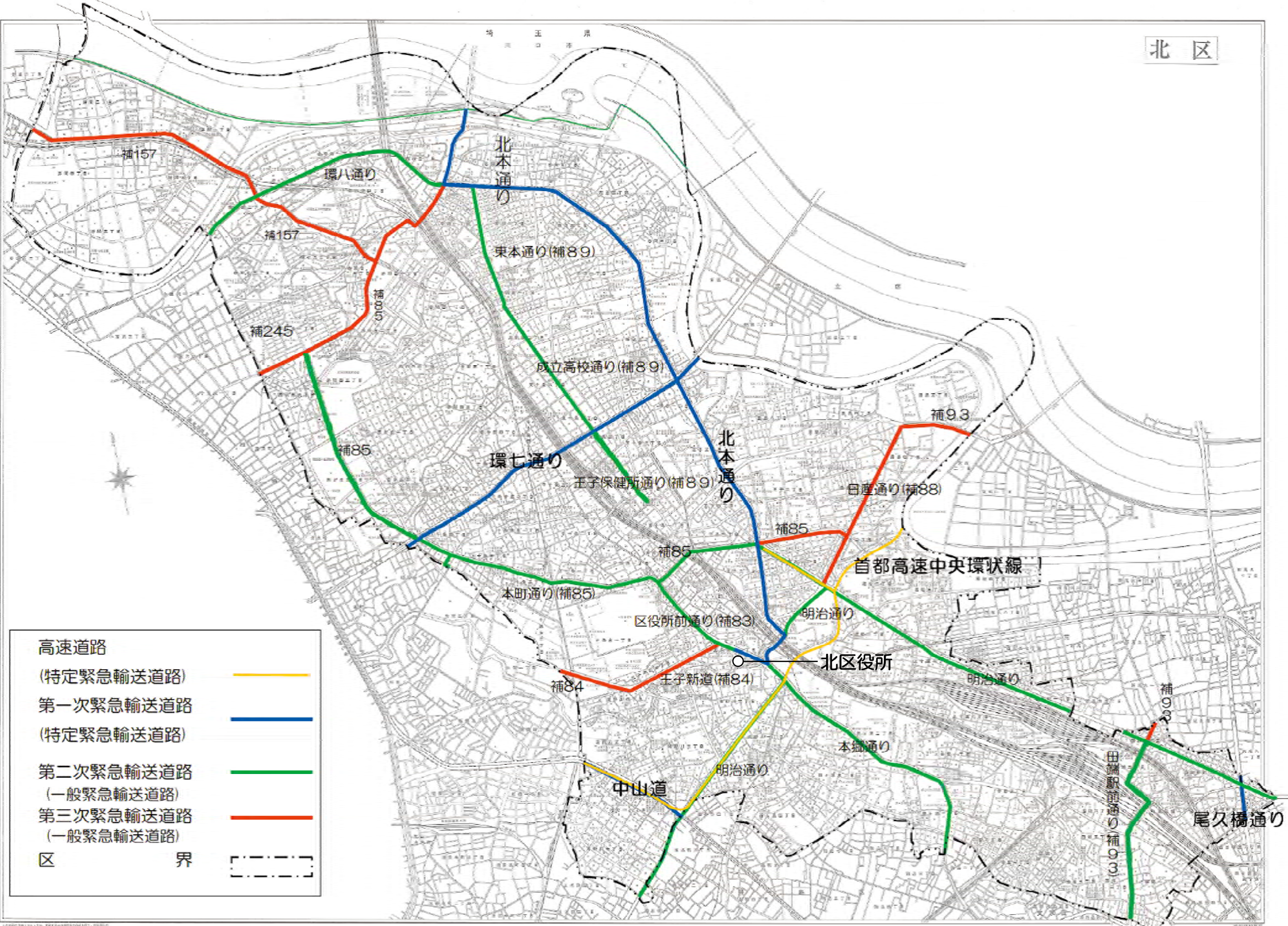


16. 緊急輸送道路沿道図



17. 消防水利の現況(北区内)

平成28(2016)年4月現在

区分	個数	区分	個数
公設消火栓	2989	防火水槽 (100 t 以上)	77
工業用消火栓	76	受水槽	117
私設消火栓	41	貯水池・河川	48
防火水槽 (40 t 未満)	23	プール	79
防火水槽 (40 t 以上)	616		

※なお、下水処理水も消防水利として活用されている。

18. 区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況

平成28(2016)年4月現在

高圧ガス保安法												液化石油ガスの保安等に対する法律 (販売所)
第1種製造所			第2種製造所			販 売 所			貯蔵所	特定消費者	計	
一般	LPG	冷凍	一般	LPG	冷凍	一般	LPG	冷凍				
4	5	6	13	0	156	49	15	172	16	0	436	14

19. 毒物・劇物取扱事業者

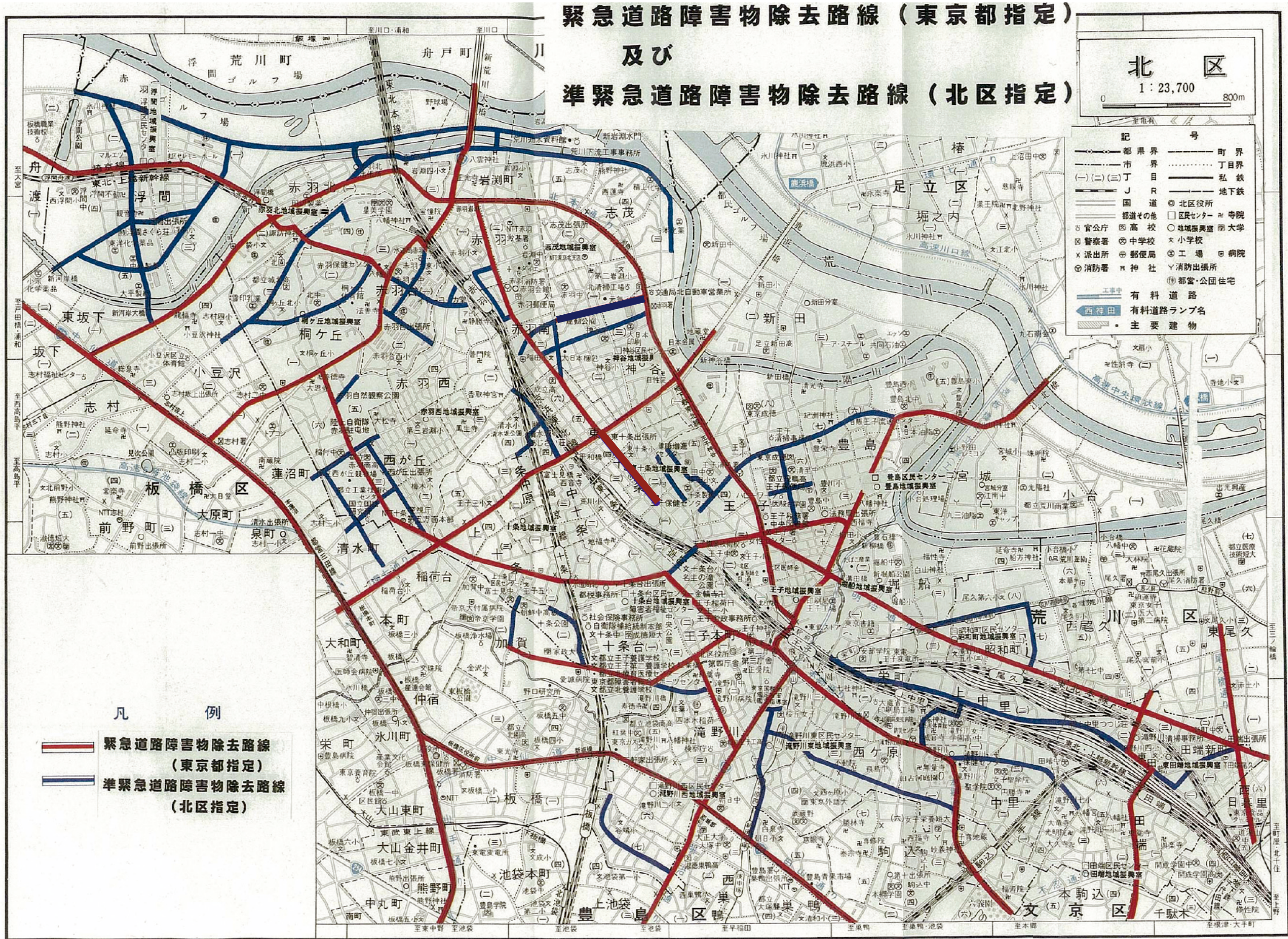
平成29(2017)年4月現在

業種	製造業	輸入業	販売業			業務上取扱者			合 計
			一般	農業用	特定	電気メッキ	金属熱処理	運送	
件数	11	12	123	2	6	8	1	2	165

20. 区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線取扱事業者の現況

平成28(2016)年4月現在

分類	研究	医療	民間	その他	合 計
事業者数	1	1	12	2	16



22. 対象処理施設配置図

平成30(2018)年4月現在



23. 災害時臨時離着陸場候補地

平成28(2016)年4月現在

名称	所在地	管理者	着陸展開面 (M) × (M)	確認	着陸可能 機種	避難場所 等の指定	備考
区立桐ヶ丘 中学校グラ ンド	北区桐ヶ丘 2-6-11	区	75×100	東京消防庁	全機種	避難所	
				陸上自衛隊	中型		
都立桐ヶ丘 高等学校グ ランド	北区赤羽北 3-5-22	都	75×100	陸上自衛隊	中型		
中央公園グ ランド	北区十条台 1-2-1	区	100×50	東京消防庁	全機種	避難場所 物資集積 所予定地	
				警視庁	全機種		
				陸上自衛隊	中型		
区立十条富 士見中学校 グラント	北区十条台 1-9-33	区	120×100	東京消防庁	全機種	避難所	
				警視庁	全機種		
				陸上自衛隊	中型		

24. ヘリコプター発着場基準および表示要領

区分	条件	標準
発着基準	OH-6D (小型機)	
	UH-1H(J) (中型機)	
	UH-60J (中型機)	
	CH-47 (大型機)	
表示要領		- 着陸点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 - 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる - 布製 - 風速25m/秒に耐えられる強度

※平成26年度修正 東京都地域防災計画 震災編[別冊資料] 資料第98 ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）による

25. ヘリサイン表示施設一覧

平成30(2018)年4月現在

	施設名称	表示名称	所在地	所管	整備 年度
1	田端中学校	田端中	田端6-9-1	区	20
2	十条富士見中学校	十条富士見中	十条台1-9-33	区	23
3	滝野川紅葉中学校	滝野川紅葉中	滝野川5-55-8	区	25
4	赤羽岩淵中学校	赤羽岩淵中	赤羽2-6-18	区	25
5	西ヶ原小学校	西ヶ原小	西ヶ原4-19-21	区	27
6	田端小学校	田端小	田端5-4-1	区	28
7	第四岩淵小学校	四岩小	赤羽3-24-23	区	28
8	飛鳥高等学校	飛鳥高	王子6-8-8	東京都	16
9	赤羽商業高等学校	赤羽商高	西が丘3-14-20	東京都	16
10	桐ヶ丘高等学校	桐ヶ丘高	赤羽北3-5-22	東京都	25
11	王子総合高等学校	王子総合高	滝野川3-54-7	東京都	26
12	北特別支援学校	北特別支援	十条台1-1-1	東京都	25
13	王子第二特別支援学校	王子第二特別支援	十条台1-8-47	東京都	25
14	王子特別支援学校	王子特支	十条台1-8-41	東京都	26
15	都営赤羽西五丁目アパート	赤羽西五AP	赤羽西5-11	東京都	25
16	西が丘三丁目アパート	西が丘三AP	西が丘3-8	東京都	26
17	堀船三丁目アパート	堀船三AP	堀船3-7	東京都	26
18	浮間一丁目第2アパート	浮間一第2AP	浮間1-5	東京都	27
19	浮間二丁目アパート	浮間二AP	浮間2-26	東京都	27
20	桐ヶ丘一丁目アパート	桐ヶ丘一AP	桐ヶ丘1-13	東京都	27
21	王子本町三丁目アパート	王子本町三AP	王子本町3-3	東京都	27
22	神谷二丁目アパート	神谷二AP	神谷2-43	東京都	27
23	稲付第2アパート	稲付第2AP	西が丘3-1	東京都	27
24	滝野川三丁目アパート	滝野川三AP	滝野川3-71	東京都	27
25	王子六丁目アパート	王子六AP	王子6-2	東京都	27
26	王子消防署	王子消防	王子4-28-1	東京都	21
27	滝野川消防署	滝野川消防	西ヶ原2-1-1	東京都	22
28	滝野川警察署	滝野川警察	西ヶ原2-4-1	東京都	28

※今後、学校等の公共施設の改築改修にあわせ順次整備に取り組む。

26. 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

1 目 的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

2 表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

3 表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは防げない。

- (1) ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。
- (2) 表示場所は、対象建築物の屋上等とする。
- (3) 文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。
- (4) 一文字の大きさは、縦4メートル、横4メートル程度とし、文字の間隔は1メートル程度とする。
- (5) 文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成14(2002)年4月25日

七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追補

平成19(2007)年4月24日

八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成22(2010)年4月 1 日

九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

27. 自衛隊 部隊名称・住所(駐屯地名等)

平成28(2016)年4月現在

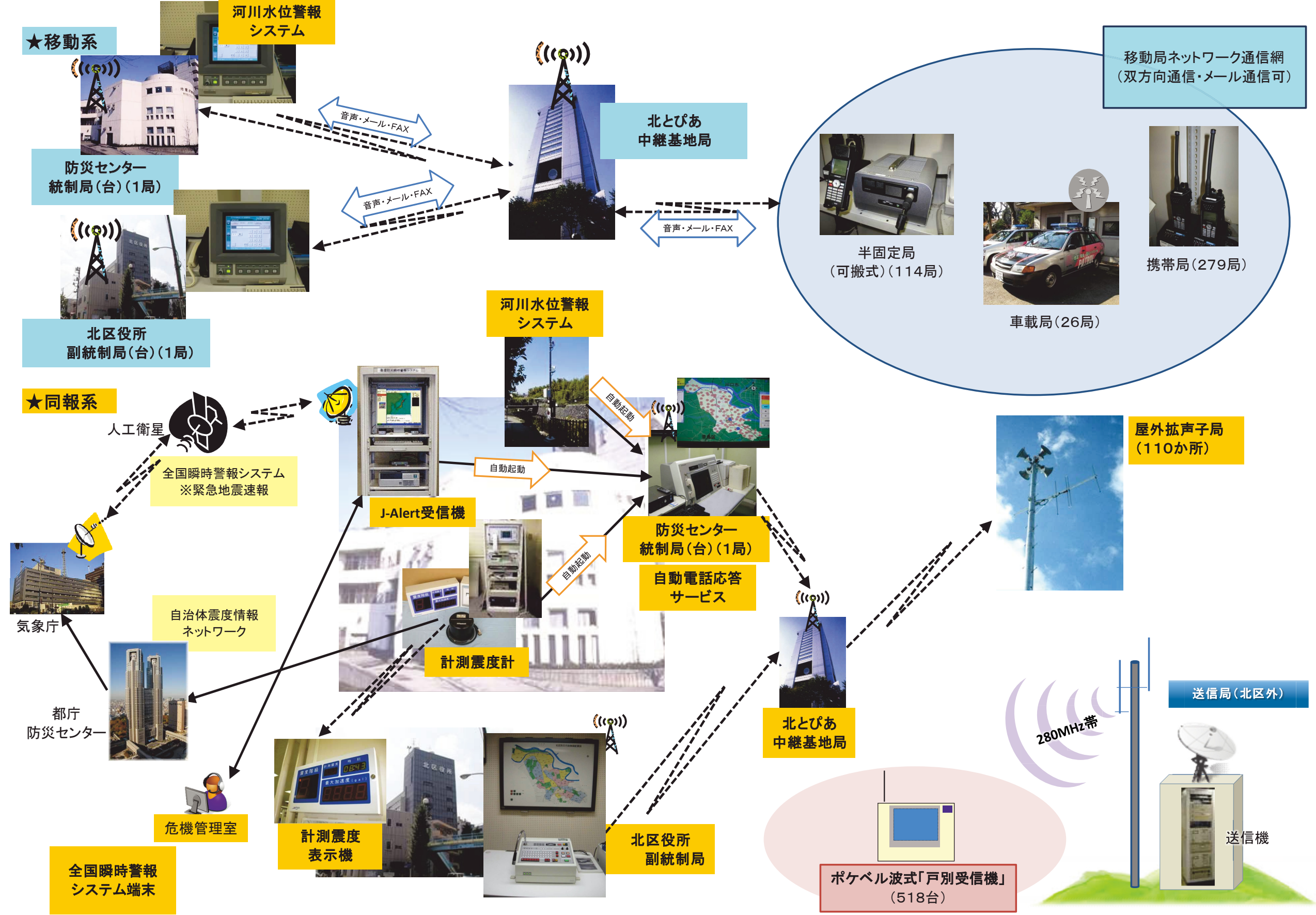
	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第一師団司令部 〒179-8523 練馬区北町4-1-1	第3部長又は防衛班長 (3933)1161内線238~9	司令部当直長 (3933)1161 内線702・703
陸上自衛隊 補給統制本部 〒114-8564 北区十条台1-5-70	企画課防衛班 (3908)5121内線3726~8	駐屯地当直司令 (3908)5121 内線3302

(上記災害状況の通知先は、原則として第1師団司令部に対して行うが、通信途絶等の状況によっては補給統制本部に通報し、第1師団司令部への連絡を要請する。)

北区防災行政無線 総合防災情報通信システム 概略図

凡例 ←---無線---→ 無線 ・ ———有線・LAN

平成30年4月1日



29. 被害の認定基準

平成28(2016)年4月現在

人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者。負傷者のうち、「重傷者」とは1ヵ月以上の治療の見込みの者、「軽傷者」とは、1ヵ月未満で治療できる見込みの者。
住家等の被害		
住 家	人が起居できる設備のある建物、または現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵小屋等であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。	
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位。
	棟	一つの独立した建物。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が焼失、倒壊、流失、埋没したもの、または損壊が甚だしく、補修による再使用が困難で、具体的には、その損壊程度がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	半 壊 (大規模半壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用ができる程度で、具体的には、その損壊程度がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。また、半壊のうち住家の損害割合が40%以上50%未満で「構造耐力上主要な部分の補修」が必要な場合は大規模半壊とする。
	一 部 損 壊	住家の損壊度が、半壊に達しない程度のも。
	床 上 浸 水	全壊または半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のも、または砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しない程度のも。
非 住 家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建物をいう。	
	非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。
その他の被害	道 路	高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
	決 壊	
	一 部 損 壊	道路の一部が損壊し、道路の決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	橋 り よ う	区道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。
	流 失	
	一 部 損 壊	道路に架設した橋の一部が損壊し、橋りょうの流失に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	堤 防	河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が、決壊した程度に被害を受けたもの。
	決 壊	
被 害 船 舶	一 部 損 壊	堤防決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	被 害 船 舶	櫓(ろ)及び櫓(かい)のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
罹 災 者	罹災者世帯	災害によって何等かの被害を受けた世帯。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員をいう。

30. 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報

平成30(2018)年4月現在

(北区地域防災行政無線(同報系・多重))

区役所・防災センター・北とぴあの同報系無線システムを繋げているシステムです。

所属	識別信号	出力	周波数	設置先	通信内容
北区	ぼうさいきた だい2	0.0004w	12 GHz	区役所	3施設を繋げて いる
北区	ぼうさいきたく	0.0001w	12 GHz	防災センター	3施設を繋げて いる
北区	ぼうさい ほくとぴあ	0.0001w 0.0004w	12 GHz 12 GHz	北とぴあ	3施設を繋げて いる

(北区地域防災行政無線(移動系・多重))

区役所・防災センター・北とぴあの移動系無線システムを繋げているシステムです。

所属	識別信号	出力	周波数	設置先	通信内容
北区	ぼうさいきたく やくしよ	0.005w	18 GHz	区役所	3施設を繋げて いる
北区	ぼうさいきたく ぼうさいせんた ー	0.005w	18 GHz	防災センター	3施設を繋げて いる
北区	ぼうさいきたく ほくとぴあ	0.005w	18 GHz	北とぴあ	3施設を繋げて いる

(北区地域防災行政無線(同報系))

区内110ヶ所の拡声子局(屋外スピーカー)による、同報系周知システムです(デジタル、アナログ併用)。

所属	識別信号 種別	周波数	設置先	通信範囲
北区	ぼうさいきたく 固定局	60MHz帯	北とぴあ	区内拡声子局 (屋外スピーカー)
北区	拡声子局 (109局)	60MHz	一覧表参照	—

(ポケベル波式戸別受信機配備先)

屋内でも受信感度の良いポケベル波により、音声及び文字情報を配信できるポケベル波式戸別受信機の配備状況です。

配備先	配備先
避難所(小・中学校等)	地区本部(地域振興室)
予備避難所(都立高校等)	福祉避難所(福祉施設・ふれあい館等)
区立幼稚園・保育園・児童館	区民施設(会館・体育館・文化センター等)
町会・自治会	区議会議員

(拡声子局（屋外スピーカー）設置場所 一覧表)

No	局名	住所	No	局名	住所
1	都立浮間公園	浮間 2-30	31	岩淵小学校	岩淵町 6-6
2	浮間中学校	浮間 4-29-32	32	志茂子ども交流館	志茂 5-18-3
3	浮間区民センター	浮間 2-10-2	33	志茂保育園	志茂 3-41-5
4	浮間北公園	浮間 1-11-11	34	赤羽小学校	赤羽 1-24-6
5	都営浮間一丁目団地	浮間 1-1-3	35	赤羽消防署志茂出張所	志茂 2-34-15
6	浮間小学校	浮間 3-4-27	36	赤羽岩淵中学校	赤羽 2-6-18
7	浮間つり堀公園	浮間 5-4-19	37	なでしこ小学校	志茂 1-34-17
8	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北 2-34-6	38	志茂東公園	志茂 3-46-8
9	旧赤羽北地域振興室	赤羽北 1-20-2	39	神谷三丁目児童遊園	神谷 3-16-18
10	区営シルバーピア	赤羽北 3-6-1	40	神谷中学校	神谷 2-46-13
11	都営赤羽台四丁目団地	赤羽台 4-16	41	稲田小学校	赤羽南 2-23-24
12	八幡小学校	赤羽台 3-18-5	42	東十条五丁目児童遊園	東十条 5-13-2
13	赤羽台つばみ保育園	赤羽台 1-1-13	43	神谷ホーム	神谷 2-3-8
14	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘 2-6-11	44	十条仲原一丁目児童遊園	十条仲原 1-21-10
15	袋町公園	赤羽北 3-11-10	45	上十条保育園	上十条 3-24-8
16	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘 1-10-23	46	王子第五小学校	上十条 2-18-17
17	稲付遊び場	赤羽西 1-24-24	47	荒川小学校	中十条 3-1-6
18	赤羽台西小学校	赤羽台 2-1-34	48	十条富士見中学校	十条台 1-9-33
19	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西 4-6-5	49	十条台小学校	中十条 1-5-6
20	赤羽西六丁目第三児童遊園	赤羽西 6-8-1	50	王子第二小学校	王子本町 2-2-5
21	稲付中学校	赤羽西 6-1-4	51	北区役所	王子本町 1-15-22
22	旧第三岩淵小学校	西が丘 1-12-14	52	中央公園文化センター	十条台 1-2-1
23	稲付公園	赤羽西 3-19-5	53	宮堀児童遊園	神谷 1-6-21 先
24	西が丘小学校	十条仲原 4-5-17	54	豊島八丁目児童遊園	豊島 8-33-11
25	梅木小学校	西が丘 2-21-15	55	UR 豊島五丁目団地 (6号棟)	豊島 5-5-6
26	稲付西山公園	西が丘 3-10-3	56	東十条小学校	東十条 3-14-23
27	北ノ台スポーツ多目的広場	上十条 5-14-4	57	UR 王子五丁目団地	王子 5-2-6
28	王子第三小学校	上十条 5-2-3	58	王子第一小学校	王子 5-14-18
29	新荒川大橋交差点	岩淵町 41-2	59	豊島保育園	豊島 7-17-8
30	第四岩淵小学校	赤羽 3-24-23	60	北区保健所	東十条 2-7-3

(拡声子局（屋外スピーカー）設置場所 一覧表)

No	局名	住所	No	局名	住所
61	旧清至中学校	王子 6-7-3	91	堀船小学校	堀船 2-11-9
62	豊島四丁目児童遊園	豊島 4-17-9	92	栄町子どもセンター	栄町 33-3
63	豊島区民センター	豊島 3-27-22	93	栄町南児童公園	栄町 7-12
64	王子東児童館	王子 6-2-60	94	滝野川第五小学校	昭和町 3-3-12
65	王子桜中学校	王子 2-7-1	95	旧昭和町児童室	昭和町 2-7-2
66	柳田小学校	豊島 2-11-20	96	上中里二丁目児童遊園	上中里 2-13-15
67	柳田公園	王子 1-20-1	97	滝野川第四小学校	東田端 2-5-23
68	飛鳥山展望台	王子 1-1-3	98	旧新町中学校	田端新町 2-27-5
69	飛鳥山公園	王子 1-1-3	99	田端新町南むつみ公園	田端新町 1-5-13
70	滝野川第三小学校	滝野川 1-12-27	100	赤羽会館管理事務所	赤羽南 1-13-1
71	滝野川もみじ小学校	滝野川 3-72-1	101	滝野川信用金庫本店	田端新町 3-25-2
72	旧滝野川第六小学校	滝野川 5-44-15	102	浮間五丁目	浮間 5-6
73	滝野川馬場児童遊園	滝野川 2-30-29	103	星美学園	赤羽台 4-2-14
74	滝野川東区民センター	滝野川 1-46-7	104	田端区民センター	田端 3-16-2
75	滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4	105	中里保育園	中里 3-11-18
76	谷端小学校	滝野川 7-12-17	106	堀船一丁目（路上）	堀船 1-5
77	南谷端公園	滝野川 7-42-1	107	豊川小学校	豊島 3-10-23
78	西ヶ原小学校	西ヶ原 4-19-21	108	袋小学校	赤羽北 2-15-3
79	飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12	109	UR 豊島五丁目団地（12号棟）	豊島 5-6-12
80	滝野川会館管理事務所	西ヶ原 1-23-3	110	北区立元気プラザ	志茂 1-2-22
81	旧古河庭園児童遊園	西ヶ原 1-27-3			
82	西中里公園	中里 2-15-1			
83	田端中学校	田端 6-9-1			
84	東中里公園	中里 1-12-2			
85	田端小学校	田端 5-4-1			
86	童橋公園	田端 5-1-5			
87	堀船中学校	堀船 2-23-20			
88	白山堀公園	堀船 3-11-17			
89	堀船四丁目児童遊園	堀船 4-4-21			
90	堀船二丁目（路上）	堀船 2-18			

31. 北区内の救急病院

平成 30(2018)年1月現在

(王子消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
白報会王子病院	王子2-14-13	内・呼内・循内・放・外・整・脳・消内・眼・婦・麻・リハ・耳・皮・泌・乳外・精・腎内	一112床	3912-6611
王子生協病院	豊島3-4-15	内・神内・呼内・循内・消内・小・外・整・泌・皮・リハ・老年内・緩内・心療・腎内	一159床	3912-2201
明理会中央総合病院	東十条3-2-11	内・呼内・循内・消内・腎内・神内・消外・肛外・外・脳・形・皮・泌・眼・心外・整・乳外・小・麻・糖内・リウ・血液内・放・血管外・婦	一311床	5902-1199

(赤羽消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
赤羽中央総合病院	赤羽南2-5-12	内・循内・小・外・整・脳・泌・リハ・放・麻・人透内・腎内・救急・呼内・内視外・消内・消外	一150床	3902-0348
神谷病院	神谷1-27-14	内・外・整・泌・リハ・循内・糖内・脳	一 90床 療 50床	3914-5535
浮間中央病院	赤羽北2-21-19	内・循内・整・リハ・放・糖内・内分泌内・呼内・外	一 95床	3907-8711
赤羽東口病院	赤羽1-38-5	内・循内・糖内・神内・心療・外・胃外・大腸外・肛外・内視外・乳外・整・リハ・救急・脳・アレ	一 28床 療 45床	3902-2131
赤羽岩淵病院	赤羽2-64-13	内・循内・呼内・整・皮・漢内・リウ・脳・消内	一 50床	3901-2221

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
東京北医療センター	赤羽台4-17-56	内・呼内・消内・循内・腎内・ 神内・小・外・内視外・食外・ 胃外・大腸外・肛外・肝外・ 胆外・脾外・乳外・内分泌外・ 整・脳・皮・泌・眼・耳・リ ハ・放・麻・病診・救急・血 液内・小外・産婦・精・形	一343床	5963-3311

(滝野川消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
花と森の東京病院	西ヶ原2-3-6	内・外・整・婦・眼・麻・リ ハ・耳・脳・救急・泌・皮・ 形	一199床	3910-1151

※ 一；一般病床 療；療養病床

※ 二次救急医療機関 王子生協病院（内）、明理会中央総合病院（内・外）
赤羽中央病院（内・外）、東京北医療センター（内・外・小）
赤羽東口病院（内・外）、花と森の東京病院（内・外）

32. 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より 一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について

- 1 対象となる企業等
国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者
- 2 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 3 3日分の備蓄量の目安
水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。
主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
毛布については、1人当たり1枚とする。
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
- 4 備蓄品目の例示
 - (1) 水 : ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

(備 考)

- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
(例) 非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

33. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より一時滞在施設の考え方

(1) 背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。

(2) 用語の定義

ア 帰宅困難者

地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

エ 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため区市町村が開設する施設

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等

(3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスのビル、エントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、昭和56年の新耐震基準を満たした建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

(4) 開設基準

ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後3日間の運営を標準とする。

イ 帰宅困難者の受入は、床面積当たり3.3 m²につき2人の収容を目安とする。

(5) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。

また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。

ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

(6) 要配慮者への対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者に特に配慮する。

ア 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども実施する。

3 4. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より一時滞在施設の運営

平常時

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入に係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(2) 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

イ 受入定員

約3.3㎡当たり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても考慮する。

ウ 運営要員の確保

- ・施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。
- ・施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

カ 備蓄品の配布手順

キ 要配慮者への対応

ク セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。

また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

(3) 受入れのための環境整備

ア 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等の対応も含め、建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 記録・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、地元自治体や事業者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要なと考えられる書類・帳票等を例示する。

- ・受入者名簿
- ・受入記録日計表
- ・物品受払簿
- ・一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- ・一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- ・施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。
- ・入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

- ・帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi等の通信手段を整備しておく。
- ・災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・施設管理者は、受け入れた帰宅困難者等が発災後留まれるよう、必要な水、食料、ブランケットなどの物資の備蓄に努める。
- ・施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。
- ・非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

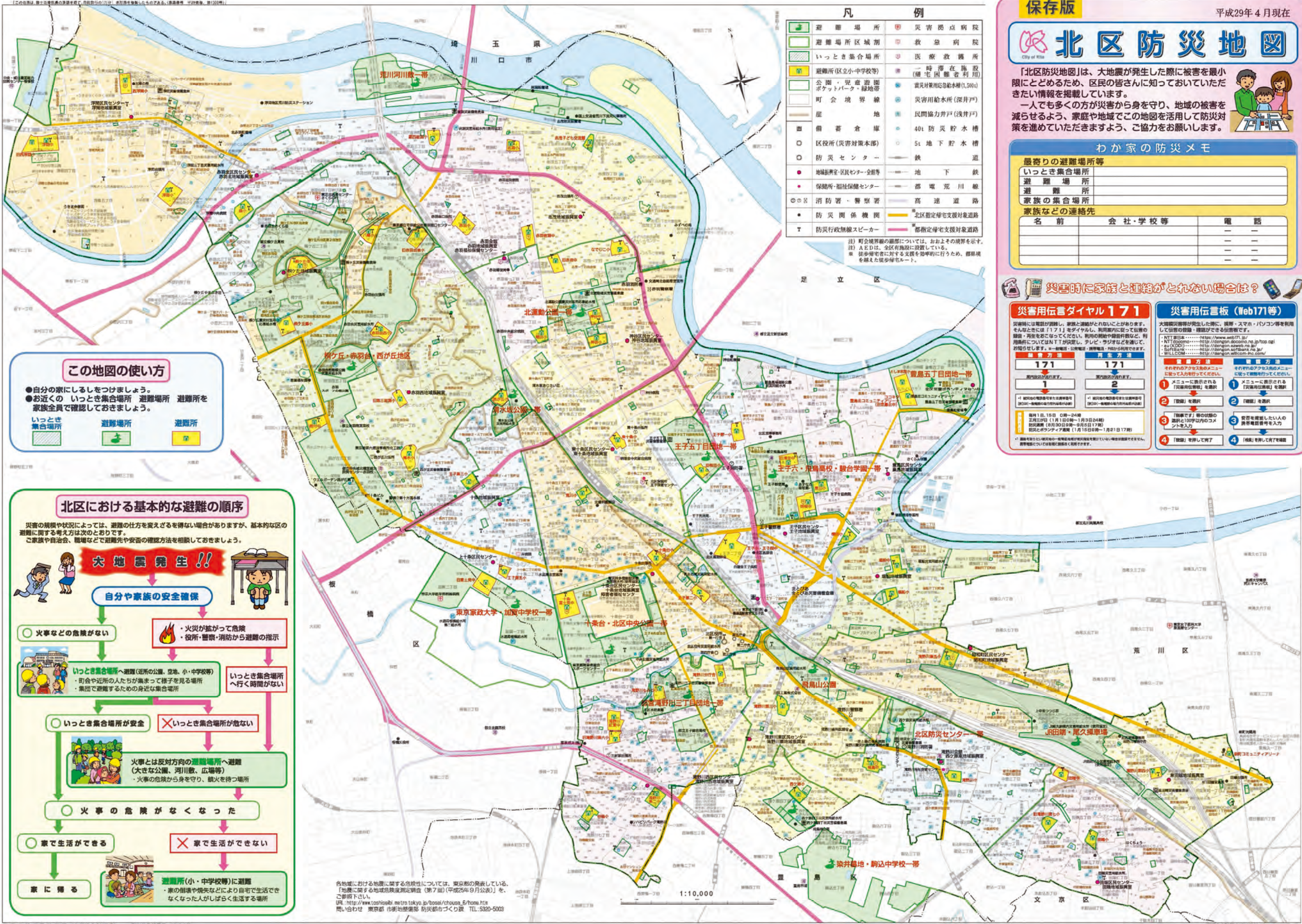
カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

（４）訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。



36. いっとき集合場所一覧表

平成28(2016)年4月現在

(王子地区)

利用町会名	いっとき集合場所	所在地	避難場所
中十条二丁目町会	中十条二丁目児童遊園	中十条2-14-19	十条台・北区中央公園一帯
王子本町二丁目町会	王子本町公園	王子本町2-29	〃
岸町1、2丁目町会	名主の滝公園	岸町1-15-25	〃
中十条3丁目町会	荒川小学校	中十条3-1-6	清水坂公園一帯
十条仲原1丁目町会	雪峰院前路上	上十条3-25	東京家政大学・加賀中学校一帯
十条仲原2、4丁目町会	王子第三小学校	上十条5-2-3	清水坂公園一帯
上十条4丁目町会	北ノ台エコー広場館・ 北ノ台スポーツ多目的 広場	上十条5-14-2	東京家政大学・加賀中学校一帯
王子一丁目町会	柳田公園	王子1-20-1	王子六・飛鳥高校・駿台学園
王子四丁目町会	王子四丁目遊び場周辺	王子4-1	〃
王子五丁目町会	王子五丁目公園周辺	王子5-17-26	〃
堀船1丁目町会	リーブルテック	堀船1-23-31	〃
堀船2丁目町会	堀船小学校 堀船公園	堀船2-11-9 堀船2-10-5	〃
堀船3丁目町会	堀船中学校	堀船2-23-20	〃
堀船4丁目町会	船方神社	堀船4-13-28	〃
豊島八丁目町会	豊島馬場遺跡公園	豊島8-27	〃
豊島二丁目町会	柳田小学校 豊島公園	豊島2-11-20 豊島2-26	〃
豊島3丁目町会	豊川小学校	豊島3-10-23	〃
豊島七丁目南町会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
豊島七丁目北栄会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
豊島町住宅自治会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
東十条5丁目町会	東十条五丁目児童遊園 周辺	東十条5-13	北運動公園一帯
東十条6丁目町会	成立高校	東十条6-9	〃

(赤羽地区)

利用町会名	いっとき集合場所	所在地	避難場所
神谷一丁目町会	神谷南公園	神谷1-32-4	王子5丁目団地一帯
神谷南町会	柏木神社境内	神谷3-55	北運動公園一帯
神谷三丁目町会	柏木神社境内	神谷3-55	〃
志茂一丁目自治会	志茂町公園	志茂1-5-1	〃
赤羽南自治会	赤羽公園	赤羽南1-14-17	〃
志茂四丁目町会	志茂ゆりの木公園 志茂四わかば児童遊園	志茂5-18-1 志茂4-31-1	荒川河川敷
岩淵町自治会	八雲神社境内	岩淵町22	〃
赤羽自治会	赤羽東公園	赤羽1-43-1	〃
袋自治会	赤羽三丁目公園 印刷局宿舎広場	赤羽3-23-7 赤羽3-9	〃
赤羽北一丁目町会	赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北1-10-8	〃
赤羽北二丁目十二自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-3	〃
赤羽北二丁目都営第二アパート自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-2	〃
赤羽北2丁目北二団地自治会	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北2-34-6	〃
赤羽北二丁目町会	袋小学校	赤羽北2-15-3	〃
赤羽台四丁目町会	赤羽台四丁目遊び場	赤羽台4-11	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区
稲付自治会	静勝寺境内	赤羽西1-21	〃
鶴ヶ丘町会	鶴ヶ丘児童遊園 赤羽西4-10先三叉路路上	赤羽西4-6-5 赤羽西4-10	〃
赤羽西自治会	稲付公園	赤羽西3-19-5	〃

(滝野川地区)

利用町会名	いっとき集合場所	所在地	避難場所
宮元自治会法人	滝野川八幡神社	滝野川5-26-15	都営滝野川3丁目団地一帯
滝野川済美自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	〃
滝野川新西自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	〃
滝野川上町親和会	谷端小学校	滝野川7-12-7	〃
谷端親交会	北谷端公園	滝野川7-14-1	〃
永谷マンション親和会	永谷マンション前敷地	滝野川7-50-15	〃
飛鳥山自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	飛鳥山公園
西ヶ原上町自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	〃
東大原自治会	東武信用金庫前広場	滝野川1-48-1	〃
西ヶ原二本榎自治会	七社神社	西ヶ原2-11-1	〃
西ヶ原西谷戸自治会	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21	染井墓地・駒込中学校一帯
西ヶ原南谷戸自治会	西ヶ原公園	西ヶ原4-18-1	〃
西ヶ原三和自治会	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12	北区防災センター一帯
西ヶ原東部自治会	第2古河マンション前広場	西ヶ原1-40-10	〃
西ヶ原中央自治会	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10	〃
中里町自治会	中里自治会館前広場 JR中里アパート4号棟前	中里3-4-15 中里3-20-4	北区防災センター一帯
中里親和会	西中里公園	中里2-15-1	〃
中里協和会・親睦会	旧滝野川第七小学校	田端4-17-1	JR田端・尾久操車場
上田端親和町会	旧滝野川第七小学校	田端4-17-1	〃
田端西台自治会	補助92号線20m道路	田端5-10-4	〃
田端高台町会 田端町会 中田端自治会	田端小学校	田端5-4-1	〃
本田端自治会	日枝神社前広場	田端3-20-2	〃
田端宮元自治会	東覚寺前広場	田端2-7-3	〃
田端東部自治会	与楽寺前広場 田端台公園	田端1-25-1 田端1-28-23	〃 〃
田端親和町会	与楽寺前広場 田端聖華保育園前桜並木通り	田端1-25-1 田端1-22	〃
東田端睦会	田端台公園 与楽寺前広場 田端聖華保育園前桜並木通り	田端1-28-23 田端1-25-1 田端1-22	〃

利用町会名	いっとき集合場所	所在地	避難場所
田端新町1丁目親交会	田端新町公園	田端新町1-22-18	JR田端・尾久操車場
田端新町1丁目睦会	田端新町南むつみ公園	田端新町1-5-13	〃
田端新町2丁目自治会	東田端公園	東田端2-5-18	〃
昭和町自治会	滝野川第五小学校 JR尾久駅前広場	昭和町3-3-12 昭和町1-2-16	〃
上中里三丁目自治会	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12	〃
栄町親和会	栄町ふれあい公園 都電敷地	栄町33-1 栄町16	〃
田端新町1丁目団地 自治会	田端新町一丁目児童遊 園	田端新町1-17-8	〃

37. 避難場所一覧

平成30(2018)年4月現在

番号	避難場所名	利用する町丁名	都指定 避難場 所番号	町 丁 数	有効面積 (総面積) (㎡)	避難 計画人口 (人)	一人 当たり 面積 (㎡)	地区最遠 地点からの 直線距離 (km)	現地本部の場所及 び担当部署
1	染井墓地・駒込中学校 校一帯	西ヶ原4丁目	83	1	125,404 (272,289)	北区 3,567 豊島区 63,116	1.88	1.5	駒込中学校校庭 災対健康福祉部
2	荒川河川敷一帯	岩淵町、志茂2～5丁目、 赤羽1～3丁目、 赤羽北1～2丁目、 浮間1～5丁目	88	15	151,917 (225,915)	58,733	2.59	2.4	赤羽荒川緑地内 災対健康福祉部
3	桐ヶ丘・赤羽台・西 が丘地区	桐ヶ丘1～2丁目、上十条5 丁目、西が丘1～3丁目、 赤羽西1～6丁目、赤羽台1 ～4丁目、赤羽北3丁目	89	17	586,435 (1,152,596)	北区 48,413 板橋区 100,004	3.95	2.4	桐ヶ丘中学校校庭 災対健康福祉部
4	豊島五丁目団地一 帯	豊島4～6丁目	90	3	139,278 (210,281)	13,912	10.01	0.4	旧豊島北中学校校庭 災対健康福祉部
5	王子六・飛鳥高校・ 駿台学園一帯	王子2～4、6丁目、1、5丁 目の各一部、豊島1～3、7 ～8丁目、堀船1～4丁目	91	15	102,728 (200,304)	41,734	2.46	1.5	旧清至中学校校庭 災対健康福祉部
6	JR田端・尾久操車場	栄町、昭和町1～3丁目、 上中里2～3丁目、中里1丁 目、田端1～6丁目、田端 新町1～3丁目、東田端1～ 2丁目	92	18	84,362 (268,627)	北区 39,200 荒川区 15,460	1.54	0.9	上中里つつじ荘駐車場 災対健康福祉部
7	北区防災センタ－ 一帯	上中里1丁目、西ヶ原1丁 目、2～3丁目の各一部、 中里2～3丁目	93	6	18,975 (58,858)	16,185	1.17	0.9	滝野川体育館前広場 災対健康福祉部

番号	避難場所名	利用する町丁名	都指定 避難場 所番号	町 丁 数	有効面積 (総面積) (㎡)	避難 計画人口 (人)	一人 当たり 面積 (㎡)	地区最遠 地点からの 直線距離 (km)	現地本部の場所及 び担当部署
8	都営滝野川三丁目 団地一帯	滝野川3～7丁目、1～2丁 目の各一部	94	7	34,304 (124,806)	26,013	1.32	0.9	滝野川もみじ小学 校校庭 災対健康福祉部
9	十条台・北区中央公 園一帯	王子本町1～3丁目、岸町1 ～2丁目、十条台1丁目、 上十条1丁目、中十条1～3 丁目	95	10	131,730 (244,138)	23,356	5.64	0.9	中央公園文化セン ター裏庭 災対健康福祉部
10	東京家政大学・加賀 中学校一帯	十条台2丁目、十条仲原1 丁目、上十条2～4丁目	99	5	78,853 (184,663)	北 区 8,915 板橋区 44,929	1.46	1.3	旧富士見中学校校庭 災対健康福祉部
11	王子五丁目団地一 帯	王子5丁目の一部、神谷1 丁目、東十条1～4丁目	129	6	47,267 (90,365)	18,244	2.59	0.6	旧桜田中学校校庭 災対健康福祉部
12	飛鳥山公園	王子1丁目の一部、西ヶ原 2～3丁目の各一部、滝野 川1～2丁目の各一部	144	5	29,255 (71,698)	9,011	3.25	0.7	公園管理事務所前 災対健康福祉部
13	北運動公園一帯	志茂1丁目、神谷2～3丁 目、赤羽南1～2丁目、東 十条5～6丁目	145	7	42,843 (122,078)	20,935	2.05	0.6	神谷中学校校庭 災対健康福祉部
14	清水坂公園一帯	十条仲原2～4丁目、中十 条4丁目	167	4	7,806 (54,250)	5,179	1.51	0.4	公園管理事務所前 災対健康福祉部

38. 避難所一覧

平成30(2018)年4月現在

No	学校名	所在地	No	学校名	所在地
1	王子小学校	王子2-7-1	31	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12
2	王子第一小学校	王子5-14-18	32	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21
3	王子第二小学校	王子本町2-2-5	33	谷端小学校	滝野川7-12-17
4	王子第三小学校	上十条5-2-3	34	田端小学校	田端5-4-1
5	王子第五小学校	上十条2-18-17	35	滝野川もみじ小学校	滝野川3-72-1
6	荒川小学校	中十条3-1-6	36	王子桜中学校	王子2-7-1
7	豊川小学校	豊島3-10-23	37	十条富士見中学校	十条台1-9-33
8	堀船小学校	堀船2-11-9	38	明桜中学校	王子6-3-23
9	柳田小学校	豊島2-11-20	39	堀船中学校	堀船2-23-20
10	東十条小学校	東十条3-14-23	40	稲付中学校(改築中)	赤羽西6-1-4
11	十条台小学校	中十条1-5-6	41	赤羽岩淵中学校	赤羽2-6-18
12	としま若葉小学校	豊島5-3-30	42	神谷中学校	神谷2-46-13
13	赤羽小学校	赤羽1-24-6	43	浮間中学校(改築中)	浮間4-29-32
14	岩淵小学校	岩淵町6-6	44	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-1 1
15	なでしこ小学校	志茂1-34-17	45	田端中学校	田端6-9-1
16	第四岩淵小学校	赤羽3-24-23	46	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8
17	梅木小学校	西が丘2-21-15	47	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12
18	神谷小学校	神谷2-30-5	48	志茂子ども交流館	志茂5-18-3
19	稲田小学校	赤羽南2-23-24	49	コキタ 豊島北コミュニティアリーナ	豊島5-3-35
20	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23	50	旧富士見中学校	上十条3-1-25
21	袋小学校	赤羽北2-15-3	51	新町コミュニティアリーナ	田端新町2-27-5
22	八幡小学校	赤羽台3-18-5	52	北区役所滝野川分庁舎	滝野川2-52-10
23	浮間小学校	浮間3-4-27	53	旧桜田小学校	王子5-2-8
24	西浮間小学校	浮間2-7- 1	54	旧第三岩淵小学校	西が丘1-12-14
25	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34	55	旧西浮間小学校	浮間4-29-30
26	西が丘小学校	十条仲原4-5-17	56	旧赤羽台東小学校	赤羽台1-1-13
27	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10	57	旧滝野川第六小学校	滝野川5-44-15
28	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	58	旧滝野川第七小学校 (改築中)	田端4-17-1
29	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	59	旧清至中学校	王子6-7-3
30	滝野川第四小学校	東田端2-5-23			

39. 災害備蓄倉庫の位置及び名称

平成30(2018)年4月現在

名称	場所	構造
桐ヶ丘災害備蓄倉庫	赤羽台3-21	鉄筋コンクリート平屋
豊島5丁目災害備蓄倉庫	豊島5-5	鉄筋コンクリート平屋
西が丘災害備蓄倉庫	西が丘2-4	鉄筋コンクリート平屋
王子5丁目災害備蓄倉庫	王子5-2-5	(公団5号棟1階ビロイ)
滝野川3丁目災害備蓄倉庫	滝野川3-80-1	鉄筋コンクリート2階建1階部分
防災センター災害備蓄倉庫	西ヶ原2-1-6	鉄筋コンクリート3階建3階部分
岩淵災害備蓄倉庫	岩淵町41	鉄筋コンクリート2階建
北とぴあ災害備蓄倉庫	王子1-11-1	(北とぴあ地下2階部分)
東田端災害備蓄倉庫	東田端1-16-16	鉄筋鉄骨コンクリート中2階建
浮間災害備蓄倉庫	浮間1-15-1	都営住宅1階
北運動場災害備蓄倉庫	神谷2-47-6	(北運動場観覧席下)
西ヶ原四丁目災害備蓄倉庫	西ヶ原4-51-62	(西ヶ原みんなの公園内)

40. 備蓄物資一覧

平成30（2018）4月現在

品目		災害 備蓄倉庫	避難所	予備 避難所	合計	単位 都・区計
食料	アルファ米（区）	82,000	240,000	4,200	326,200	食
	アルファ米（都）	33,700	0	0	33,700	359,900
	クラッカー（区）	143,290	33,600	3,780	180,670	食
	クラッカー（都）	14,500	0	0	14,500	195,170
	お粥（区）	0	90,000	1,250	91,250	食
	お粥（都）	10,000	0	0	10,000	101,250
	カレー	0	18,000	0	18,000	食
	粉ミルク					
	ミネラルウォーター	33,600	74,400	4,824	112,824	本
	パン	0	14,400	0	14,400	食
	ペットフード	0	2,160	0	2,160	食
生活必需品	ほ乳瓶	2,210	9,620	0	11,830	本
	ほ乳瓶用おかん器	0	1,860	0	1,860	本
	毛布（区）	31,000	18,600	400	50,000	枚
	毛布（都）	9,700	0	0	9,700	59,700
	ビニールゴザ（区）	12,500	0	0	12,500	枚
	ビニールゴザ（都）	4,480	0	0	4,480	16,980
	カーペット（区）	14,090	3,160	300	17,550	枚
	カーペット（都）	5,100	0	0	5,100	22,650
	ローソク・マッチ	34,000	0	0	34,000	個
	下着（区）	0	62,000	0	62,000	枚
	下着（都）	7,000	0	0	7,000	69,000
	手拭い	31,950	0	0	31,950	枚
	紙おむつ（大人用）	10,370	22,440	0	32,810	組
	紙おむつ（乳児用）	46,410	27,360	0	73,770	組
	ビニールシート	2,180	1,240	50	3,470	枚
	トイレットペーパー	6,200	29,760	0	35,960	巻
	炊飯袋	50,000	0	0	50,000	袋
	生理用品	9,504	51,460	0	60,964	枚
	石鹸	10,000	0	0	10,000	個
	ポリ袋	28,000	0	0	28,000	枚
	食器セット	0	620,000	0	620,000	組
	カセットコンロ	0	124	14	138	台
	カセットボンベ	0	372	39	411	本
医療具	車椅子	0	64	3	67	台
	担架	110	64	3	177	台
	三角巾	2,900	0	0	2,900	枚
	サラシ布	2,700	0	0	2,700	反

41. 備蓄物資一覧(福祉避難所)

平成30 (2018) 4月現在

分類	品目	数量	単位
通所型	ミネラルウォーター	4,224	本
	お粥	4,700	食
	ミキサー粥	2,800	食
	毛布	240	枚
	洋式トイレ (自動ラップ式トイレ)	14	台
介護型	ミネラルウォーター	2,856	本
	お粥	750	食
	ミキサー粥	600	食
	食器セット	15	セット
	食品用ラップ	30	個
	鍋	20	個
	カセットコンロ	20	個
	カセットボンベ	30	セット
	紙おむつ (大人用) テープ M	32	パック
	紙おむつ (大人用) テープ L	32	パック
	紙おむつ (大人用) パンツ M-L	32	パック
	紙おむつ (大人用) パンツ L-LL	32	パック
	おしりふき	200	個
	簡易トイレ用袋	58	パック
	マスク	18	箱
	口腔用ウェットガーゼ	78	個
	使い捨てカイロ	480	個
	ウェットティッシュ	750	個
	タオル	150	枚
	ティッシュ	30	パック
	ごみ袋	30	個
	使い捨て手袋	50	箱
	手指消毒液	30	個
	ポータブルライト (電池仕様・電池付)	30	個
	マイクロファイバー毛布	300	枚
	段ボールベッド	150	個
	段ボール間仕切り	18	個
	洋式トイレ (自動ラップ式トイレ)	14	台
補完型	お粥	6,500	食
	カセットコンロ	64	台
	カセットボンベ	141	本
	電気メガホン	30	個
	リヤカー	26	台
	貯水槽	50	台
	給水タンク 1 t	25	個
	かまど	25	台
	発電機	28	台
	投光機	58	個
	担架	30	台
	車椅子	32	台
	コードリール	19	個
	洋式トイレ (自動ラップ式トイレ)	23	台

42. 災害時給水ステーション(給水拠点)別給水計画

平成28(2016)年4月現在

災害時給水ステーション (給水拠点)	避難場所		避難計画人口(人)
水道局板橋給水所 (板橋区加賀1-17) 容量 ; 26,600m ³	94	都営滝野川三丁目団地一帯	25,800
	95	十条台・北区中央公園一帯	23,900
	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	9,000
	小 計		58,700
滝野川公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区西ヶ原2-1) 容量 ; 1,500m ³	83	染井墓地・駒込中学校一帯	7,900
	92	JR田端・尾久操車場	32,700
	93	北区防災センター一帯	16,800
	144	飛鳥山公園	8,900
	小 計		66,300
北運動公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区神谷2-47-6) 容量 ; 1,500m ³	90	豊島五丁目団地一帯	15,000
	91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	40,800
	129	王子五丁目団地一帯	17,000
	145	北運動公園一帯	20,600
	167	清水坂公園一帯	5,100
	小 計		98,500
桐ヶ丘中央公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区桐ヶ丘1-8) 容量 ; 1,500m ³	88	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯	55,000
	89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	46,200
	小 計		101,200
合 計			324,700

43. 災害用給水所(深井戸)一覧表

平成30(2018)年4月現在

名称	所在地	設置年月日	深 度	揚水量	施設内容
田端 災害用給水所	田端3-16-2 (田端区民センター内)	S53. 3. 31	300m	30 t / h	自家発電装置
飛鳥山 災害用給水所	王子1-1 (飛鳥山公園内)	S54. 3. 31	130m	20. 8 t / h	自家発電装置
赤羽台 災害用給水所	赤羽台2-3	S55. 3. 31	250m	21. 0 t / h	自家発電装置
北区役所 災害用給水所	王子本町1-15-22 (区役所第1庁舎内)	S55. 3. 31	245m	30 t / h	自家発電装置
堀船 災害用給水所	堀船3-16	S60. 3. 30	221m	24 t / h	自家発電装置
西ヶ原 災害用給水所	西ヶ原2-1 (滝野川公園内)	S60. 12. 13	250m	24 t / h	自家発電装置
名主の滝 災害用給水所	王子本町2-7 (名主の滝公園内)	H 5. 3. 31	180m	70. 8 t / h	自家発電装置
中央公園 災害用給水所	十条台1-2 (中央公園内)	H 8. 3. 29	250m	94. 8 t / h	自家発電装置
赤羽自然観察公園 災害用給水所	赤羽西5-2(赤羽自然 観察公園内)	H11 . 3. 8	207m	36. 3 t / h	自家発電装置
浮間三丁目 災害用給水所	浮間3-1-10	H11. 3. 31	238m	12 t / h	自家発電装置
清水坂公園 災害用給水所	十条仲原4-2-1 (清水坂公園内)	H14. 3. 31	150m	20 t / h	自家発電装置
豊島馬場遺跡公園 災害用給水所	豊島8-27-1(豊島馬場 遺跡公園内)	H15. 3. 31	150m	18 t / h	自家発電装置
尾久駅構内 災害用給水所	上中里2-1先 (JR所有)	S60. 12. 10 使用協定	187m	45 t / h	自家発電装置
西ヶ原四丁目 災害用給水所	西ヶ原4-51-62(西ヶ 原みんなの公園内)	H22. 3. 31	200m	18 t / h	自家発電装置
JR田端ビル 災害用給水所	東田端2-20-68 (JR所有)	H10. 2. 1 使用協定	200m	4. 8 t / h	自家発電装置
震災時多機能型深層 無限水利	十条台1-2 (東京消防庁所有)	H24. 7. 2 使用協定	250m	120 t / h	自家発電装置

44. 耐震性地下貯水槽一覧

5t貯水槽

平成28(2016)年4月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	岸町2丁目児童遊園 中十条公園 岸町1丁目町会事務所横 都営王子本町アパート	岸町2-5-16 中十条2-12-12 岸町1-14-10 王子本町3-1	昭和60年度 昭和61年度 昭和62年度 平成8年度
王子地域振興室	王子3丁目公園 豊島公園 王子5丁目公園 王子6丁目公園	王子3-23-33 王子6-3-45 王子5-17-26 王子6-2-60	昭和58年度 昭和59年度 昭和62年度 昭和63年度
豊島地域振興室	豊島7丁目児童遊園 豊島8丁目児童遊園	豊島7-31-1 豊島8-33-11	昭和57年度 昭和57年度
十条地域振興室	十条仲原1丁目児童遊園 上三ふれあい広場	十条仲原1-21-10 上十条3-8	昭和60年度 平成10年度
神谷地域振興室	神谷公園 神谷3丁目児童遊園 都営神谷2丁目アパート 神谷1丁目児童遊園	神谷2-33-6 神谷3-16-18 神谷2-49 神谷1-5-11	昭和60年度 昭和61年度 昭和61年度 平成13年度
赤羽西地域振興室	鶴ヶ丘町会事務所 西が丘児童遊園 赤羽西6丁目児童遊園 稲付公園	赤羽西4-31-12 西が丘2-22-11 赤羽西6-3-10 赤羽西3-19-5	昭和57年度 昭和59年度 昭和59年度 昭和61年度
志茂地域振興室	志茂5丁目児童遊園 志茂4丁目児童遊園	志茂5-39-3 志茂4-46-6	昭和58年度 平成8年度
赤羽地域振興室	八雲神社境内 岩淵かっぱひろば	岩淵町22 岩淵町28-11	昭和57年度 平成10年度
赤羽北地域振興室	赤羽北2丁目児童遊園 都営赤羽北2丁目第2アパート 袋町公園	赤羽北2-34-6 赤羽北2-36-3 赤羽北3-11-10	昭和57年度 昭和62年度 昭和63年度
滝野川西地域振興室	滝野川3丁目児童遊園 音無こぶし緑地 北谷端公園	滝野川3-80-3 滝野川4-29先 滝野川7-14-1	昭和57年度 昭和58年度 昭和60年度
滝野川東地域振興室	西ヶ原2丁目児童遊園 大原児童遊園 西ヶ原公園	西ヶ原2-19-11 滝野川1-78-8 西ヶ原4-18-1	昭和58年度 昭和58年度 昭和60年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
西ヶ原東地域振興室	東中里公園	中里1-12-2	昭和60年度
	中里町自治会館前	中里3-4-12	昭和60年度
	西中里公園	中里2-15-1	昭和62年度
	中里3丁目児童遊園	中里3-22-9	平成8年度
昭和町地域振興室	上中里2丁目跨線橋下	上中里2-32	昭和57年度
	栄町南児童遊園	栄町7-12	昭和57年度
浮間地域振興室	浮間中央児童遊園	浮間3-34-21	昭和58年度
	浮間3丁目公園	浮間3-4-47	昭和61年度
	区営浮間3丁目第4アパート	浮間3-24	昭和61年度
	都営浮間1丁目第2アパート	浮間1-5	昭和61年度
	都営浮間2丁目アパート1号館	浮間2-26-1	昭和62年度
	都営浮間2丁目アパート3号館	浮間2-26-3	昭和62年度
	都営浮間3丁目第2アパート	浮間3-1	平成8年度
桐ヶ丘地域振興室	赤羽北3丁目児童遊園	赤羽北3-18-8	昭和59年度
	都営桐ヶ丘アパート東地区集会所横	桐ヶ丘1-4	昭和59年度
	〃 ふれあい広場	桐ヶ丘2-3	昭和59年度
	〃 45号棟横	桐ヶ丘1-19	昭和59年度
	〃 桐ヶ丘赤羽台アパート	赤羽台4-16	昭和59年度
	赤羽台公園	赤羽台3-16-1	昭和61年度
	都営赤羽西5丁目アパート	赤羽西5-7	昭和61年度
田端地域振興室			
東十条地域振興室	旧東十条出張所	東十条3-14	昭和61年度
	東十条5丁目新幹線高架下	東十条5-11	昭和63年度
堀船地域振興室	堀船第2公園	堀船2-27-17	昭和57年度
	堀船1丁目公園	堀船1-15-9	昭和58年度
	堀船2丁目児童遊園	堀船2-25-13	昭和59年度
	都営堀船3丁目第2アパート	堀船3-1	昭和59年度
	堀船3丁目町会事務所前	堀船3-40-15	昭和60年度
	船方児童遊園	堀船4-13-28	昭和63年度
東田端地域振興室	田端新町1丁目児童遊園	田端新町1-17-8	昭和58年度
	田端新町公園	田端新町1-22-18	昭和62年度

計63基

20t・40t貯水槽 一覧

平成28(2016)年4月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	王子本町公園 中央公園（北） 中央公園（南） 中十条公園	王子本町2-29-8 十条台1-2 十条台1-2-1 中十条2-12-12	昭和47年度 昭和47年度 昭和49年度 昭和51年度
王子地域振興室	王子6丁目児童遊園 王子6丁目公園 飛鳥山公園 王子5丁目公園 柳田公園 旧桜田小学校 王子サハイツ（旧王子ふれあい館）	王子6-2-60 王子6-2-60 西ヶ原2-16 王子5-17-26 王子1-20-1 王子5-2-8 王子6-2-33	昭和47年度 昭和48年度 昭和49年度 昭和50年度 昭和50年度 昭和51年度 昭和56年度
豊島地域振興室	豊川児童遊園 豊島八幡児童遊園 豊島区民センター	豊島7-7-4 豊島2-19-15 豊島3-27-22	昭和48年度 昭和50年度 平成10年度
十条地域振興室	十条公園 十条仲原1丁目児童遊園 上四虹ひろば 上十条四丁目児童遊園 上三ふじ広場（20 t） 上四みんなの広場	十条台2-5-13 十条仲原1-21-10 上十条4-12-14 上十条4-17-4 上十条3-2-10 上十条4-14-14	昭和48年度 昭和49年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成22年度
神谷地域振興室	北運動公園	神谷2-47-6	昭和49年度
赤羽西地域振興室	稲付西山公園 鶴ヶ丘児童遊園 島下公園 西が丘三ツ和公園 区営赤羽西6丁目第2アパート 〃 第3アパート	西が丘3-10-3 赤羽西4-6-5 赤羽西6-10-12 西が丘2-4-1 赤羽西6-8 赤羽西6-38	昭和47年度 昭和48年度 昭和48年度 昭和49年度 昭和54年度 昭和54年度
志茂地域振興室	志茂3丁目児童遊園 志茂子ども交流館 志茂東公園（20 t） 志茂四わかば児童遊園	志茂3-18-3 志茂5-18-3 志茂3-46-8 志茂4-31-1	昭和51年度 昭和51年度 平成16年度 平成28年度
赤羽地域振興室	赤羽東公園 赤羽公園 UR赤羽南1丁目団地	赤羽1-43-1 赤羽南1-14-17 赤羽南1-16	昭和50年度 昭和51年度 昭和54年度
赤羽北地域振興室	赤羽台さくら並木公園 袋町公園 赤羽3丁目公園 UR赤羽北2丁目団地（東） 〃 （西） 都営赤羽北3丁目アパート	赤羽台4-17-5 赤羽北3-11-10 赤羽3-23-19 赤羽北2-15 〃 赤羽北3-7	昭和48年度 昭和50年度 昭和50年度 昭和54年度 昭和54年度 昭和54年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
滝野川西地域振興室	四本木児童遊園	滝野川3-61-8	昭和47年度
	南谷端公園	滝野川7-42-1	昭和49年度
	藤和板橋コープ	滝野川7-2-4	昭和57年度
滝野川東地域振興室	滝野川馬場児童遊園	滝野川2-30-29	昭和48年度
	西ヶ原東保育園	西ヶ原3-19-11	昭和48年度
	西ヶ原みんなの公園	西ヶ原4-51-62	平成22年度
西ヶ原東地域振興室	西中里公園	中里2-15-1	昭和49年度
	東中里公園	中里1-12-2	昭和50年度
昭和町地域振興室	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12	昭和50年度
	上中里2丁目児童遊園	上中里2-13-15	昭和51年度
浮間地域振興室	浮間北公園	浮間1-11-1	昭和47年度
	浮間つり堀公園	浮間5-4-19	昭和49年度
	UR浮間3丁目団地	浮間3-1-1	昭和54年度
桐ヶ丘地域振興室	桐ヶ丘中央公園（東）	赤羽台3-21	昭和47年度
	桐ヶ丘中央公園（西）	桐ヶ丘1-8	昭和47年度
田端地域振興室	田端台公園	田端1-28-23	昭和48年度
	田端公園	田端3-23-24	昭和51年度
	田端5丁目防災広場	田端5-7	昭和60年度
東十条地域振興室	東十条5丁目児童遊園	東十条5-13-2	昭和51年度
	東十条区民センター	東十条3-2-14	平成13年度
堀船地域振興室	堀船公園	堀船2-10-5	昭和49年度
	都営堀船3丁目アパート	堀船3-16-11	昭和55年度
東田端地域振興室	東田端公園	東田端2-5-18	昭和47年度
	田端新町南むつみ公園	田端新町1-5-13	昭和50年度
	東田端2丁目児童遊園	東田端2-13-7	昭和57年度

計65基

45. 営業所保有の応急給水用資機材

平成28(2016)年4月現在

施設名	応 急 給水栓	ホース			給水タンク		角形容器	
		20m	5m	1m	0.3 t	1 t	10 t	20 t
北営業所	4基	1本	2本	3本	2基	3基	86個	15個
計	4	1	2	3	2	3	86	15

46. 給水資機材等

平成28(2016)年4月現在

資機材	数量	保管場所
災害用動力ろ水機	13機	各備蓄倉庫・東十条小・稲田小
災害用手動式ろ水機	68機	各防災資機材倉庫（区立小・中学校） 桐ヶ丘・豊島5丁目・滝野川3丁目・東田端・ 浮間備蓄倉庫、東十条区民センター
給水タンク 1 t 用	161基	各備蓄倉庫・備蓄室（改築校については、 防災備蓄倉庫）・福祉避難所
給水タンク 0.5 t 用	142基	各備蓄倉庫・備蓄室・予備避難所
ポリタンク 20ℓ 用	950基	各備蓄倉庫
ロンテナー 10ℓ 用 （折りたたみポリ容器）	4,800個	各備蓄倉庫
連続パック式自動給水分配装置 （ウォーターパッカー）	3基	桐ヶ丘・滝野川・北運動公園内震災対策用 応急給水施設（500cc3,000袋／時）
組立式給水架台	6台	飛鳥山・赤羽台・堀船・岩淵・浮間 JR尾久駅構内各災害用給水所

47. 激甚災害指定基準

平成28(2016)年4月現在

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準）事業費査定見込額＜全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×概ね0.5%を超える災害 （B基準）事業費査定見込額＜全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×概ね0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が一以上あること。 (1) 都道府県負担の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える (2) 一の都道府県の市町村負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%を超える
激甚法第12条、第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計額。以下同じ。）×概ね0.2%を超える災害 （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×概ね0.06%を超える災害であり、かつ次の要件に該当する都道府県が一以上あるもの 一都道府県の当該災害に係る中小企業関係被害額＜当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合の中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合は、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
激甚法第22条（罹災者 公営住宅建設等事業 に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数＜被災地全域で概ね4,000戸以上 (B基準) 次の要件のいずれかに該当する災害 1 滅失住宅戸数＜被災地全域で概ね2,000戸以上、かつ次の いずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上である災害 2 滅失住宅戸数＜被災地全域で概ね1,200戸以上、かつ次の いずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の2割以上である災害 ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、 被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
激甚法第24条（小災害 債に係る元利償還金 の基準財政需要額へ の算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置は、激甚 法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置は激甚法第5条の 措置が適用される災害
上記の以外の措置	災害の発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮する

48. 局地激甚災害指定基準

平成28(2016)年4月現在

局地激甚災害指定基準	適用すべき基準
(公共施設災害関係) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く）が一以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額が概ね1億円未満である場合を除く。	1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
(中小企業施設災害関係) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満は除外）が一以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る、法第12条、第13条及び第15条の措置

49. 応急仮設住宅建設予定地一覧

平成30(2018)年4月現在

場所（施設名）	所在地	規模（㎡）	摘要	所有
都立浮間公園	浮間2-31	40,866.51	中央の池が区境になっており、北区側は樹木が多く、面積も少ない。板橋区側に平坦地が広がっている。	都
桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘 2-7-43	50,663.31	南、北、東公園に分かれるが、相当数の住宅が建設できる。また、応急給水槽が設置されている。現在桐ヶ丘団地の再生工事中である。	国 都区
稲付西山公園	西が丘 3-10-3	8,265.19	樹木が多く、平坦地である。道路から奥まった所に広場がある。	国
北運動公園	神谷2-47-6	23,788.05	中心部が区立運動場で、空地部の確保は十分である。また、応急給水槽が設置されている。	区
清水坂公園	十条仲原 4-2-1	20,647.33	二方向が傾斜地になっているが、中央に空地部がある。幹線道路から離れているため、車両進入に多少難あり。	区
中央公園	十条台1-2-1	64,008.13	内部に広い空地部がある。相当数の住宅が建設出来る。	国
東豊島公園	豊島5-5-15	13,211.28	豊島5丁目団地内に位置し、南東部が隅田川に面している。現在、この部分について、高規格堤防並びに防災船着場整備に着手している。	区
飛鳥山公園	王子1-1-3	71,806.89	土地の起伏があり、樹木も多いため、敷地面積のわりには空地部が少ない。	JR 国・区
滝野川公園	西ヶ原 2-1-8	15,837.06	防災拠点として整備した公園で、隣接の農林水産省グランドと一体利用が可能。また、応急給水槽が設置されている。	国 区
		309,093.75		

50. 罹災証明書の範囲

平成28(2016)年4月現在

認定対象	罹災した不動産（住家・非住家）、動産その他これらに類するもの		
交付対象	住宅にあっては原則として一世帯に一通、事業所については、事業所に一通		
居住または事業に供する被害の建物の被害に関する認定事項			
種 別	建物の種類	被害程度の判定	
住 家	①住宅（住居専用一戸建家屋） ②木造共同住宅（アパート等） ③非木造共同住宅（マンション等） ④事業所併用建物の住居部分 ※その他（建物の規模、所有関係）	①全壊・全焼 ②半壊（大規模半壊） ③一部損壊	①流失 ②床上浸水等 ③床下浸水等
非住家	①事務所（非木造・木造） ②店舗（非木造・木造） ③工場 ④倉庫 ※その他（建築物以外の動産等）	①全壊・全焼 ②半壊・半焼 ③一部損壊	①流失 ②床上浸水等 ③床下浸水等 ④地下階浸水等
人的被害に関する認定事項			
人 員	①罹災した者の氏名、性別、生年月日、職業及び死亡、行方不明、負傷等の被害状況		
	②事業所にあっては、罹災した就業者の氏名、性別、生年月日及び死亡、行方不明、負傷等の被害状況		

（証明事項）

証明書により記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

なお、証明書により記載する事項は、申請書に基づく罹災状況であり、損害額を証明するものではない。

- （１）申請者住所
- （２）申請者氏名
- （３）罹災者との関係
- （４）罹災者住所
- （５）罹災者氏名
- （６）罹災世帯の構成員
- （７）罹災場所等
- （８）罹災程度
- （９）罹災原因

51. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

平成28(2016)年4月現在

	対象となる災害（自然災害）	支給対象者	支給金額	支給制限
災害弔慰金	1. 一つの区市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5ある場合の災害 2. 1に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるもの	死亡者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母） 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時そのものと同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500 万 それ以外の場合 250 万	1. 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じた場合 2. 法律施行令第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3. 災害に際し区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不適当と認めた場合
災害障害見舞金		法別表に掲げる障害を受けた者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250 万 それ以外の場合 125 万	

支給に関する処理は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」、同施行規則による。
日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

52. 見舞金・見舞品

平成28(2016)年4月現在

[区]

(見舞金)

災害の態様	世帯構成	
	普通世帯	単身世帯
火災による全焼・水害による全壊	40,000 円	20,000 円
火災による半焼・水害による半壊	30,000	15,000
消防活動による水損	20,000	10,000
水害による床上浸水	30,000	15,000
水害による床下浸水	15,000	10,000
区民が火災・水害により死亡	一人につき 50,000 円	
区民が火災・水害により負傷	一人につき 20,000 円	

※ 水害による床上浸水の場合は事業所に対しても15,000円を支給する。その他、一定の場合には、町会、自治会に対して30,000円の援助金を支給する。

(見舞品)

火災の場合、上記見舞金の他に罹災者1人につき、毛布1枚を支給する。ただし、東京都から毛布が支給された場合は除く。

[北区社会福祉協議会]

災害の態様	普通世帯	単身世帯
火災の場合（全焼・半焼・水損全て同様）	5,000 円	3,000 円
水害の場合（床上・床下全て同様）	5,000 円	3,000 円

※なお、死亡の場合は見舞金に代えて弔慰金として1世帯5,000円を支給する。

[東京都共同募金からの見舞品]

火災の場合、タオルを、単身・2人世帯の場合は1枚、3～5人世帯の場合は2枚支給する。生活保護を受給している被災世帯に見舞金1世帯につき1万円支給する。

[日本赤十字社東京都支部]

日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

災害の態様	見舞金品
火災	被災者一人につき（全・半焼とも）、毛布・バスタオル 1枚
床上浸水	被災者一人につき、毛布・バスタオル 1枚 （毛布は寝具使用不可能世帯に準用）

※事業所の床上浸水は支給の対象外とする。

53. 被災者生活再建支援金支給額

平成28(2016)年4月現在

支給額は、以下の2つの支援金の合計となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

54. 災害援護資金貸付

平成28(2016)年4月現在

[国]

①貸付金額

	家財の1/3未満 の損害	家財の1/3以 上の損害	住居の半壊	住居の全壊
世帯主が1ヶ月 以上の負傷	150万円	250万円	270万円 〈350万円〉	350万円
世帯主の負傷なし	—	150万円	170万円 〈250万円〉	250万円 〈350万円〉

※ 〈 〉 内は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合

※住居の全体が滅失又は流失した場合350万円

②所得制限

世帯人員	区市町村民税における前 年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に 30万円を加えた額

※ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

③貸付利率 年3%（措置期間中は無利子）

④償還期間 措置期間経過後7年（特別な事情がある場合は5年）

⑤措置期間 3年（特別な事情がある場合は5年）

⑥償還方法 年賦又は半年賦

⑦経費負担 国 2/3

都 1/3

[都]

貸付金額 国の災害援護資金貸付金額を超えてなお貸付金を必要とする場合、150万円を限度に貸付。

55. 実費弁償

平成28(2016)年4月現在

(東京都災害救助法施行細則別表)

区分	範囲	職種	日当の限度額	超過勤務手当	旅費
実費弁償	災害救助法 施行令第10 条第1号か ら第4号ま でに規定す る者	医師	21,300円	勤務1時間当た りの日当の額 (日当の額を 7.75で除して 得た額をい う。)を基礎と して職員の給 与に関する条 例(昭和26年東 京都条例第75 号)第15条第1 項及び第2項の 規定の例によ り算出した額	職員の旅費 に関する条 例(昭和26 年東京都条 例第76号) 第2条第2項 の規定によ り1級の職 務にある者 に支給され る額相当額
		歯科医師	20,500円		
		薬剤師	17,900円		
		保健師、助産師 及び看護師	16,400円		
		准看護師	13,200円		
		診療放射線技師、 臨床検査技師 及び臨床工学技師	14,500円		
		歯科衛生士	13,900円		
		救急救命士	16,900円		
		土木技術者 及び建築技術者	15,800円		
		大工	24,700円		
		左官	24,100円		
		とび職	23,800円		